

新型コロナウイルスによる影響に係る 制度について (林業)

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた林業者の皆様は、以下の制度を利用できますので、詳しくは相談窓口へご連絡願います。

○資金融資関係

制度の種類	制度の内容
農林漁業セーフティネット資金	<p>社会的・経済的变化等により売上げが減少し、資金繰りに支障を来している方は、経営の維持安定に必要な資金の融資が受けられます。(株)日本政策金融公庫)</p> <p>①融資限度額 1,200万円(特認 年間経営費等の12/12以内) ②融資利率 0% ※貸付当初10年間は実質無利子 ③融資期間 15年以内(据置期間3年以内) ④担保 実質無担保(担保は融資対象物件に限る。運転資金の場合は不要。) ⑤保証人 実質無保証</p>
農林漁業施設資金	<p>経営環境の変化に対応するために必要な共同利用施設等の施設資金について、融資が受けられます。(株)日本政策金融公庫)</p> <p>①融資限度額 負担額の80% ②融資利率 0% ※貸付当初5年間は実質無利子 ③融資期間 20年以内(据置期間は3年以内)</p>
林業改善資金の支払猶予	<p>林業・木材産業改善資金を既に借り受けている方は、定期償還金の償還猶予が受けられます。ただし、法定据置期間内及び償還期限内となっています。</p>